

第1節

改正介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進

1 介護保険制度スタートからの状況

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行等要介護者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきたことに対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、2000（平成12）年4月に介護保険制度がスタートした。

制度がスタートして以来、サービス提供基盤は急速に整備され、在宅サービスを中心に、利用者数がスタート当時の約149万人から、2006（平成18）年10月には約354万人へと大幅に増加した。また、介護保険制度に対する国民の評価も徐々に高まってきており、介護保険制度は国民の老後の安心を支える仕組みとして定着してきたところである。

2 改正介護保険制度の概要

介護保険制度は国民の間に着実に定着してきたが、一方で、サービス利用の大幅な伸びに伴い費用も急速に増大している。また、今後我が国は人口減少社会を迎えるとともに、高齢者については、いわゆる団塊の世代が2015（平成27）年に65歳以上となり、その10年後の2025（平成37）年には、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれていることから、制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制を確立することが大きな課題となっている。

さらに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が急速に増加することも予想されており、こうした方ができる限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができる基盤整備を着実に実施し、「明るく活力ある超高齢社会」を構築していくことも求められている。

これらの課題に対応するため、介護予防の推進や地域包括ケア体制の構築などを内容とした「介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「介護保険法改正法」という。）が2005（平成17）年6月に成立し、主要な改正部分は2006（平成18）年4月に施行されたところである（図表7-1-1）。

図表7-1-1 介護保険法等の一部を改正する法律（概要）

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

- (1) 新予防給付の創設
要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設
介護予防マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施
- (2) 地域支援事業の創設
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

・軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加
・軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

- (1) 居住費・食費の見直し
介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に
- (2) 低所得者に対する配慮
低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

・在宅と施設の利用者負担の公平性
・介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

- (1) 地域密着型サービスの創設
身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設
（例）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等
- (2) 地域包括支援センターの創設
地域における i) 介護予防マネジメント、ii) 総合的な相談窓口機能、iii) 権利擁護、iv) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設
- (3) 居住系サービスの充実
・ケア付き居住施設の充実 ・有料老人ホームの見直し

・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
・在宅支援の強化
・高齢者虐待への対応
・医療と介護との連携

4 サービスの質の確保・向上

- (1) 介護サービス情報の公表
介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け
- (2) 事業者規制の見直し
指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等
- (3) ケアマネジメントの見直し
ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
・実効ある事後規制ルール
・ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

- (1) 第1号保険料の見直し
設定方法の見直し
低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕
徴収方法の見直し
特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大
特別徴収対象者の把握時期の複数回化
- (2) 要介護認定の見直し
・申請代行、委託調査の見直し
- (3) 市町村の保険者機能の強化
・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化
・市町村長の事業所への調査権限の強化
・市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

・低所得者への配慮
・利用者の利便性の向上
・市町村の事務負担の軽減
・より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

- (1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更
- (2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

施行期日 平成18年4月1日
（7（1）の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5（1）の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行）

(1) 介護予防の推進

介護保険スタート後の5年間で、要介護認定、要支援認定を受けた者の数は約218万人から約411万人と2倍近くに伸びているが、特に要支援・要介護1といった軽度者が約2.4倍と大幅に伸びており、要介護認定者全体のおよそ半数を占めるに至っていた。こうした軽度者は、効果的なサービスを提供することにより、状態が維持・改善する可能性が高いと考えられているが、従来のサービスでは、こうした軽度者の状態の改善・悪化防止に必ずしもつながっていないとの指摘がなされていた。

このため、2005（平成17）年6月に成立した介護保険法改正法においては、新予防給付や地域支援事業を創設し、要介護度が軽い者に対する介護サービスをより介護予防に効果的なものに見直すとともに、要介護・要支援になるおそれのある者を対象とした介護予防事業等を導入したところである。

新予防給付については、状態の維持・改善の可能性が高い軽度者に対する給付（予防給付）の内容や提供方法を見直し、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行うこととし、通所系サービスにおいて、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上など新たなメニューとして位置づけるなどの見直しを行った。

地域支援事業については、要支援・要介護になる前の段階からの介護予防を推進するため、ハイリスクアプローチの観点から、要支援・要介護になるおそれの高い者を特定高齢者とし、介護予防事業を実施することとした。

(2) 地域包括ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があり、こうした高齢者の生活を支える役割を果たす中核的な機関として「地域包括支援センター」の整備を進めている。

地域包括支援センターでは、地域包括ケアを実現するために、地域の利用者やサービス事業者、関係団体、民生委員、ボランティアやNPOなどのインフォーマルサービス関係者、一般住民などによって構成される人的なネットワークを構築し、こうしたネットワークを活用しながら、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントという機能を担うこととしている。

地域包括支援センターの設置運営に関しては、市町村が事務局となり、地域のサービス事業者、関係団体、被保険者の代表などにより構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与することとなっている。

4 高齢者虐待防止施策

近年、我が国において、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設等で表面化し、社会問題となっている中で、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。このため、議員立法として、2005（平成17）年11月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」が成立し、2006（平成18）年4月1日から施行された。

同法においては、高齢者虐待を定義するとともに、虐待発見者の市町村に対する通報義務が定められた。また、市町村が、家庭、介護施設等における虐待に関する通報を受け付けること、虐待を受けた高齢者を保護するための措置、国及び地方公共団体の責務等が定められている。

同法の施行後、市町村においては、虐待に係る対応窓口の設置、虐待に関する相談・通報等への対応が行われるなど、虐待の早期発見・早期対応に向けての取組みが始まっているところである。

第2節

高年齢者等の雇用・就業対策の充実

1 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

少子高齢化の急速な進展により、2015（平成27）年までに生産年齢人口は約715万人減少し、これに伴って労働力人口も若年層及び壮年層の大幅な減少により、約90万人減少する見通しとなっている。また、2007（平成19）年から2009（平成21）年にかけて、いわゆる団塊の世代が60歳以上に到達することとなる。

また、2001（平成13）年4月に始まった男性の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げは、段階的に行われており、定額部分については2013（平成25）年度までに、報酬比例部分については2025（平成37）年度までに65歳に引き上げられる。

このような中、65歳までの安定した雇用の確保等を図るため、2004（平成16）年6月の高齢者雇用安定法の改正によって、2006（平成18）年4月から、事業主は65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入、又は定年の廃止のうちのいずれかの措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）の実施が義務づけられた。

高年齢者雇用確保措置の円滑な実施のため、マスメディア等を活用した周知・啓発、事業主に対する公共職業安定所等の訪問による助言・指導や集団指導、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対する「継続雇用定着促進助成金」の支給（2006年度をもって廃止）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーによる賃金・人事処遇制度等に係る専門的・技術的支援等を実施している。

また、2007年4月からは、「定年引上げ等奨励金（70歳まで働ける企業奨励金）」を創設し、中小企業における65歳以上への定年の引上げ等を支援している。

さらに、特に中小企業への周知徹底等を図るため、各地域の事業主団体を通じた周知・啓発

や継続雇用制度等の導入に向けた具体的な相談・援助等を行う「65歳雇用導入プロジェクト」を実施し、加えて、中小企業が多い業種別経営者団体を主な対象として、高年齢者雇用確保措置の導入促進に係る協力要請を行っている。

これらの取組みによって、2006年6月1日現在、51人以上規模企業の約84%で高年齢者雇用確保措置が実施済みとなっており、今後とも高年齢者雇用確保措置の着実な実施とその充実を図るとともに、2007年度からは、新たに、「70歳まで働ける企業」の実現に向けた取組みを進めていくこととしている。

2 中高年齢者の再就職の援助・促進

中高年齢者をめぐる雇用情勢は、やや改善は見られるものの依然として厳しく、中高年齢者は一旦離職すると再就職は困難な状況にある。

このため、公共職業安定所を中心に、中高年齢者に対する職業相談、職業紹介等の体制の整備や積極的な求人開拓の実施、求人における年齢制限の緩和に向けた指導・啓発等を行うとともに、事業主がやむを得ない理由により65歳未満の年齢制限を行う場合には、その理由の提示を求めることとしている。

さらに、求職活動支援書の作成に向けた指導や、都道府県高年齢者雇用開発協会に設置されている再就職支援コンサルタントと連携を図り、再就職援助措置を講じようとしている事業主も含めて相談・援助を行うとともに、一定の再就職援助措置を講じた事業主に対して助成金を支給している。

このほか、世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることを目的とした中高年齢者試行雇用（トライアル雇用）事業を推進し、中高年齢者の再就職を促進している。

また、年齢にかかわらず働くことができる社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着までの体制づくりに係る具体的なノウハウ等の研究、個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行っている。

3 高齢者の多様な就業・社会参加の促進

高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、雇用・就業に対するニーズも多様化する傾向にあることから、希望に応じて働く機会が確保されるよう、多様な雇用・就業機会を確保していくことが重要である。

このため、定年退職後等において、地域社会に根ざした臨時的・短期的又は軽易な就業やボランティア等の社会参加機会を希望する高年齢者に対して、その希望に応じた仕事等を提供するシルバー人材センター事業を推進している。また、同事業において、シルバー人材センターの会員による乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援等を行う子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活用されている（2007（平成19）年3月末現在、シルバー人材センターの団体数は1,344団体、会員数は約76万人）。

さらに、65歳を超えても働くことができるよう、公共職業安定所等では、事業主に対して高年齢者を雇用することの利点を啓発するとともに、高年齢者の多様なニーズに対応した求人開拓や面接会及びセミナーを行う定年退職者等再就職支援事業を実施している。

このほか、45歳以上の中高年齢者が共同で事業を開始し中高年労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に係る経費の一部を助成する高年齢者等共同就業機会創出助成金により、それまでの就業による職業経験を活かして起業しようとする中高年齢者を支援している。

第3節

持続可能で安心できる年金制度の構築

1 平成16年年金制度改正後の課題

社会経済と調和した持続可能で、かつ、生き方・働き方の多様化に対応した公的年金制度とするため、2004（平成16）年に制度改正が行われたところであり、引き続き諸課題への取組みを進めている。

（1）平成16年年金制度改正の円滑な施行

平成16年年金制度改正は2004年10月から順次実施に移っており、2007（平成19）年度以降も離婚時の厚生年金の分割制度の導入（2007年4月実施）を始めとした改正事項を実施している。

（2）基礎年金国庫負担割合の引上げ

平成16年年金制度改正において、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009（平成21）年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。2004年度から2007年度においては、国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、2007年度以降の国庫負担割合は3分の1に32/1,000を加えた割合（約36.5%）となっている。

2 被用者年金制度の一元化及びパート労働者に対する厚生年金の適用拡大

平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大については、2007（平成19）年4月13日に、まずは被用者年金（厚生年金と公務員等の共済年金）の一元化を実現するとともに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、同年7月、継続審査とされたところである。

被用者年金制度の一元化は、被用者年金制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、

年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員等を通じた公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めることを目的とするものである。このため、公務員等にも厚生年金保険法を適用して、民間被用者、公務員等を通じて同一保険料、同一給付を実現するとともに、公的年金としての共済年金の職域部分（3階部分）の廃止など官民格差の解消、財政収支の国の会計への一本化等の措置を講じようとするものである。

パート労働者への厚生年金の適用拡大については、パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、その被用者にふさわしい年金保障を充実することは、均衡待遇を確保するための労働政策の展開とともに、将来の老後生活における格差を拡大・固定化させないための喫緊の政策課題であり、2006（平成18）年12月に取りまとめられた「再チャレンジ支援総合プラン」（「多様な機会のある社会」推進会議決定）にも位置づけられている。また、現行の厚生年金の適用基準が雇用形態等の選択に中立的でないとの指摘もあることから、これらを踏まえ、「週所定労働時間が20時間以上」、「賃金が月額98,000円以上」、「勤務期間が1年以上であること」等の要件を満たすパート労働者に厚生年金の適用を拡大しようとするものである。

3 新しい年金積立金の管理・運用体制

年金積立金の運用については、専門性を徹底した上で、責任体制の明確化を図る観点から、2006（平成18）年4月に年金資金運用基金（以下「旧基金」という。）が廃止され、新たに年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）が設立され、旧基金に寄託された積立金は、管理運用法人が引き継ぎ、管理及び運用を行うこととされた。

従来、厚生労働大臣が策定していた債券・株式等の各資産の構成割合（ポートフォリオ）や運用の具体的な方針については、大臣から示される中期目標を踏まえ、管理運用法人が自ら策定することとなった。また、中期計画等の審議や年金積立金の管理運用業務の実施状況を監視するため、管理運用法人に、経済・金融等の専門家からなる運用委員会が置かれている。

4 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度に二重に加入することを防止し、また、両国での加入期間を通算することを目的として、外国との間で二国間協定である社会保障協定の締結を進めている。これまでにドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で協定の発効、2006（平成18）年にカナダとの間で、2007（平成19）年にオーストラリアとの間で協定の署名、2007年4月にはオランダとの間で協定の内容について大筋合意に至った。現在、チェコとの間で政府間交渉を実施し、また、スペイン及びイタリアとの間で協定締結に向けた情報・意見交換会を行っている。さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報・意見交換会を開催することについて合意している（図表7-3-1）。

図表7-3-1 社会保障協定締結等の状況



こうしたことを踏まえ、今後、協定締結の加速化を図るため、いずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とした「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が2007年6月19日、第166回通常国会において成立したところである。

5 企業年金制度の動向

2004（平成16）年の年金制度改正において、企業年金の通算措置の充実が図られ、2005（平成17）年10月より、厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び企業年金連合会の間で加入者の年金原資の資産移換が可能となった。

確定拠出年金法、確定給付企業年金法の施行後5年を迎え、有識者を構成員とする企業年金研究会を2006（平成18）年10月から開催し、企業年金の施行状況の検証を行い、2007（平成19）年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」を取りまとめたところである。

6 年金実務の効率的な運営

年金実務の効率的な運営のため、社会保険庁が緊急に取り組むべき業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」（2004（平成16）年11月策定）及び社会保険庁の各般にわたる取組みの全体像と新組織発足に向けた業務改革の到達目標を明らかにした「業務改革プログラム」（2005（平成17）年9月策定）を策定し、コンビニやインターネットバンキング等による保険

料を納めやすい環境づくり、年金福祉施設等の譲渡や、調達経費の厳格な審査等による徹底した削減・合理化、年金個人情報業務目的外閲覧行為をできなくするための調査確認システムの整備等、各般にわたる業務改革を推進している。

また、法律改正を要する事項については、2007（平成19）年6月30日に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、

住民基本台帳ネットワークから被保険者情報を取得することにより、未加入者への加入勧奨を充実する等のサービスの向上

クレジットカードによる国民年金保険料納付の実施等の保険料収納対策の強化

保険料財源を用いた年金福祉施設の設置等の根拠であった「施設をすることができる」旨の規定の廃止と、事業範囲を年金相談等の年金給付に関連する事業に限定することとする新たな規定の整備

等、国民年金事業等の運営の改善を図ることとしている。

さらに、コンピュータ上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が5千万件あることなどの、いわゆる年金記録問題については、「年金記録への新対応パッケージ」（2007年5月25日）、「年金記録問題への新対応策の進め方」（同年6月4日）及び「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（同年7月5日）において取りまとめられた各般にわたる対策を徹底的かつ迅速に進め、その解消を図ることとしている。併せて、年金記録の訂正による年金の増額分については、議員立法として、2007年5月、第166回通常国会に提出され、同年6月30日に成立した「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、時効により消滅した分を含めて、全額を支給することとしている（第11章第7節（302頁）参照）。

今後、2010（平成22）年1月に新しく誕生する予定の日本年金機構の下で（第11章第1節（291頁）第7節（302頁）参照）国民の視点に立った事業運営を図ることとし、公的年金制度に対する一層の信頼の確保に努めていく。